

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年11月11日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(3) 年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿（受）第 2500261 号

厚生局事案番号 : 近畿（厚）第 2500061 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 30 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 11 月 1 日から令和 5 年 4 月 1 日まで

A社には平成 23 年 11 月 1 日に入社したが、年金記録では、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が令和 5 年 4 月 1 日となっている。

しかし、請求期間はA社において勤務していたので、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成 23 年 11 月 1 日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち平成 23 年 11 月 1 日から令和 5 年 2 月 1 日までの期間について、当該期間は、本件訂正請求受付日において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であることから、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録訂正の可否を判断することになるところ、同法に基づき被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が当該期間において、厚生年金保険の被保険者として勤務又は在籍していた事実が認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認められることが要件とされている。

しかしながら、A社は、請求者の入社年月日は令和 5 年 4 月 1 日であり、請求期間において、請求者は当社に在籍していなかったので、請求者に当該期間に係る給与を支払うことはなく、当該期間に係る厚生年金保険料を控除することもなかった旨回答している。

また、請求者及びA社の双方から提出された令和 5 年 4 月 1 日付けの雇用通知書には、雇用期間が令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 4 月 1 日までと記されているところ、「新規」又は「改定」の別を示す欄において、いずれの雇用通知書も「新規」に丸が付されている。

さらに、請求者から提出された請求期間に係る給料支払明細書の厚生年金保険料控除欄は、いずれの月も空白であり、請求期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できない。

加えて、B町は、請求期間において、請求者は国民健康保険の被保険者である旨回答しているほか、オンライン記録によると、請求期間のうち平成 27 年 11 月 6 日以前の期間について、請求者は、国民年金の第 1 号被保険者である上、当該期間に係る国民年金保険料は、請求者の申請により国民年金保険料の全額免除が承認されている。

また、雇用保険の記録によると、請求者は、請求期間の途中である平成 23 年 12 月 12 日に求職の申込みを行い、同年 12 月 19 日から平成 24 年 5 月 16 日までの期間を支給期間とする 150 日分の基本手当を受給している。

このほか、請求者の請求期間のうち平成 23 年 11 月 1 日から令和 5 年 2 月 1 日までの期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周

辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、厚生年金保険被保険者として、請求期間のうち平成23年11月1日から令和5年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 請求期間のうち令和5年2月1日から同年4月1日までの期間について、当該期間は、本件訂正請求受付日において、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法に基づき記録訂正の可否を判断することになるところ、前述のA社の回答、請求者及び同社の双方から提出された令和5年4月1日付けの雇用通知書並びにB町の回答を踏まえると、請求期間のうち同年2月1日から同年4月1日までの期間において、請求者が同社に在籍していたことを確認することはできない。

このほか、請求期間のうち令和5年2月1日から同年4月1日までの期間における請求者の在籍（勤務実態）について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち令和5年2月1日から同年4月1日までの期間において、請求者が、厚生年金保険被保険者として、A社に在籍していたことが確認できることから、同社における請求者の厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。